



特集

## どこまで進んだ？ 男女共同参画 ～基本法制定5年目を迎えて～

- どこまで進んだ？男女共同参画 ～現状と今後の課題～ ..... 2  
島根県男女共同参画審議会会長 猪野 郁子さんに聞く
- 島根県における男女共同参画の現状 ..... 4  
◎県内の政策・方針決定過程における女性の参画  
◎基本法制定以降の島根県における条例・計画についての取組状況  
◎島根県における女性相談の現状
- わたしたちの地域の取組をお伝えします ..... 6  
江津市・瑞穂町・金城町・木次町
- シミュレーション 男女共同参画なくらし 200X年 .....10
- 変革の時代 ～これからの男女共同参画～ .....12  
鹿嶋 敬(日本経済新聞社編集委員)
- インフォメーション ～事業紹介～ ..... 14

# どこまで進んだ？男女共同参画 ～現状と今後の課題～

島根県男女共同参画審議会会長 猪野 郁子 さん(島根大学教授)に聞く

1999年6月に男女共同参画社会基本法が制定・公布・施行されてから4年が経ちました。この間島根県でも、2001年には島根県男女共同参画計画(しまねパートナープラン21)の策定、2002年には島根県男女共同参画推進条例の制定など、全庁的に参画に向けての取組を行っています。また、市町村でもプランや条例の制定が進みつつあります。しかし、依然として政策・方針決定過程への女性の参画が進まなかったり、慣習・しきたりに基づく性別役割分担意識が残るなど、課題は残されています。

そこで、基本法施行からこれまでの取組や推進の状況、今後参画をさらに進めていく上で  
の課題について、島根大学教育学部教授として、また島根県男女共同参画審議会会長として  
男女共同参画社会実現のための先頭に立ち活躍しておられる猪野郁子さんにうかがいました。

## 基本法の施行以降、この4年間を振り返って どんな印象をお持ちですか？

基本法制定より前の1995年に第4回世界女性会議が北京で開催され、そこで採択された行動綱領はとても画期的でした。北京会議では、草の根の女性も多数参加して、女性パワーの大きさも改めて感じましたし、とにかくその後の取組への期待も大きかったと思います。そして、行政もそれなりに施策的取組を進めてきたわけですが、数値データや意識的な変化の実感としてはあまり進まなかったように思います。だから、「基本法」制定の話を目にした時には、しっかりした土台となる法律の後ろ盾が要るのかな、と感じたのを覚えています。

事実、基本法以後は、施策的にはかなりの進展がありました。島根県では島根県男女共同参画計画(しまねパートナープラン21)の策定(2001)と島根県男女共同参画推進条例の制定(2002)が行われ、その中で具体的な取組についても謳っています。県内の市町村でも同様に条例やプランの制定・策定が進んでいます。これらの条例やプランは、つくる過程でも県民・市民の生の声を取り入れる工夫を凝らしたり、より実効性・具体性を高めるために数値目標を掲げたりなど、これまでの施策にない取組もなされています。「男女共同参画」がただのかけ声に終わらないための努力という点では、基本法の影響はかなり大きかったと言えるのではないのでしょうか。

## 参画がただのかけ声に終わらないための努力と 言えますか？

プランにしる条例にしる、島根県という地域性を考慮して作られていますし、かなり具体的な記述がされている点が挙げられます。例えば、条例には農山漁村における男女共同参画の推進(第14条)が盛り込まれていますが、これは農林漁業の盛んな島根県として必要と判断されたからで、他の都道府県条例の多くには見られない内容です。また、苦情処理(第20条)への言及は、かなり具体的で新しい試みと言えるでしょう。

ただ、もちろん十分でないという指摘もあることは事実です。例えば、プランや条例に書いていることの実効性を上げるために、取組の遅れ等に対する罰則付きの規定を設けてほしいという要望が県民の皆さんからかなり多くありましたが、誰が何を基準にどんなやり方で判断するのかという点で難しく、断念しました。とは言え、プランに数値目標を盛り込んだのは、前進と考えています。

## 現在の「島根県男女共同参画審議会」も 県の条例で定められたものですね。

そうです。それ以前は「女性行政推進会議」と言いましたが、プラン策定後に「男女共同参画行政推進会議」に名称が変わり、条例の制定で審議会へと発展的に移行したのです。審議会となってメンバーにも公募委員が新しく入れられ、役割も大きく広がりました。私の理解では、以前の「女性行政推進会議」の目的は女



特集  
どこまで進んだ？男女共同参画  
～基本法制定5年目を迎えて～



猪野 郁子 ●いの・いくこ

## ●プロフィール

東京都生まれ。大阪市立大学大学院家政学研究科修了。1981年より島根大学教育学部助教授、1990年より同教授。1996年より同大学保健管理センター長。専門は家政学における保育学。主な研究分野は、妻の育児不安と夫の関係など家庭におけるジェンダー問題。2002年4月より島根県男女共同参画審議会会長。

性の人権、女性の登用等について、行政がどう取り組んでいくかを検討・提案するというものだったのが、現在「男女共同参画審議会」となって、対象も女性の問題ばかりでなく男性の問題をも含めた取組へ、検討課題も行政的な取組ばかりではなくより広い意味で県民・行政など皆がいかに取り組んでいくのかを考える場になったと思っています。会自体もこれまで以上に活発な意見が出ています。

ただ、それに対比して、ごく最近では行政側の取組のスピードが少し落ちていくように感じて気にはなっています。

## それは、どういうことでしょうか？

これまでのように行政主導でただ前進では難しくなっているのでしょう。その理由は、一つには昨今の男女共同参画へのバッシングがあるのではないかと思います。現実はどうあれ、男女共同参画という考え方は着実に普及する中で、これまで問題とされていなかったようなことまで問題視されるようになる(例えば、好意でしたことまでセクハラと取られる)と、窮屈と感じる人たち(多くは男性)が出てくるわけです。そうした不自由さもあって、「昔は良かった」と男女共同参画への不満を主張する声の一部が出てくると、行政としても参画の進め方に慎重にならざるを得ない。

もう一つは、男女共同参画が進むことによる効果への疑問です。本来は効果など関係なく人権問題として男女共同参画は当然のことではあるのですが、不況が深刻化し少子高齢化への不安も増す中で、その打開策としての男女共同参画を主張することで、参画を説得的に進めるという戦略も実はあります。しかし、女性を登用してもすぐに劇的な景気変化があるというわけ

でもなければ、家庭と仕事の両立支援策を打ち出してもすぐに少子化に歯止めがかかるわけでもない。そもそも女性の登用や家庭と仕事の両立支援自体まだ不十分という点もあるし、取組を進める際には一朝一夕な効果でなく少々長い目で見える姿勢も必要なのです。しかし、そこが待てなければ、効果も出ないのに無駄な支援をするな、となりかねない。

## 島根県もそうだと思いますか？

県全体がというより、自治体間の格差があるという印象です。例えばプランや条例づくりなどは、市町村合併が控えていますので、折角つくっても合併後にやり直しと思うと小規模な町村などは足踏みしてしまう。また、予算的な面でも小さい町村ほどきついですから、反対があったり大きな効果が期待できなかったりするとなかなか踏み出せない。

でも、そこはやはり長い目で見て、男女共同参画の大切さを誰もが自身の問題として捉え、それが人間らしい生活をするために当然のことと気付いてほしいですね。そのためにはやはり啓発が必要です。しかも、性別役割やジェンダーの意識は長い時間をかけて培われたものですから、それに代わる意識の啓発も難しい、時間がかかるという前提で慌てないこと。様々な事情から参画へのスピードが遅くなっても、決して止まらない、後退しないという姿勢で臨みたいものです。

## 取・材・メ・モ

「人の意識はなかなか変わらないから。」そう話されながらもなぜか明るい表情の猪野さん。そこには、長い間この問題に取り組んでこられた自負と、男女共同参画への信念が見られます。最近の大学の教え子には、保育士や家庭科教員を希望する男子学生も増えてきているとか。こんな風に性別役割分担意識が変わってくれば、世の中もきっと変わるはずですよ。

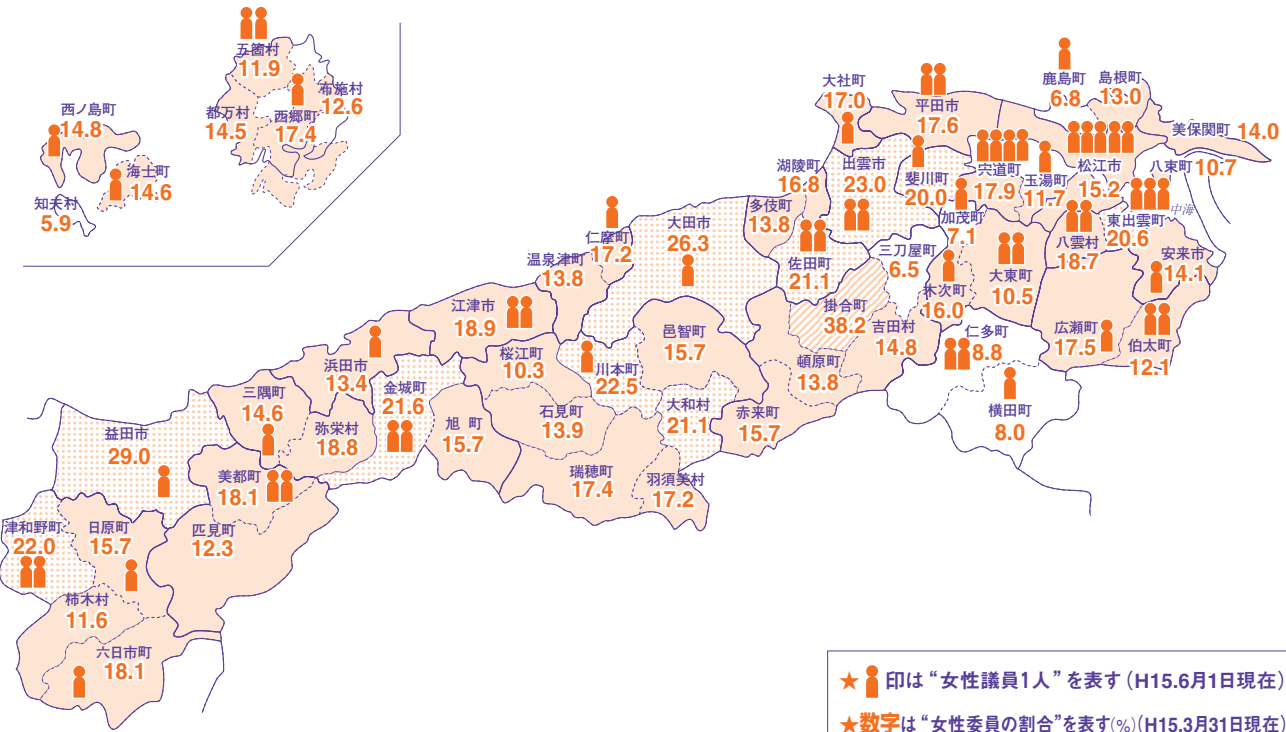
(インタビュー・編集：(財)しまね女性センター 小川洋子)

# 〔島根県における男女共同参画の現状〕

## 県内の政策・方針決定過程における女性の参画状況

### ●女性議員・審議会等女性委員MAP

- 市町村議会議員 **6.3%** (議員総数890人中女性56人)  
(平成15年6月1日現在)
- 市町村の審議会等委員 **17.4%** (委員総数13,187人中女性2,292人)  
(平成15年3月31日現在)



★印は「女性議員1人」を表す(H15.6月1日現在)  
★数字は「女性委員の割合」を表す%(H15.3月31日現在)  
★審議会等における女性委員の割合  
□ 10%未満 □ 20～30%未満  
□ 10～20%未満 □ 30～40%未満

●国、県の審議会等における女性委員の割合の推移 単位(%)

調査年月	H11.3	H12.3	H13.3	H14	H15.4
県の審議会等	10.6	16.2	17.3	21.0	29.2
国の審議会等	18.6	20.4	24.3	25.0	

※H14は県は3月、国は9月のデータ

●女性議員の割合 単位(%)

調査年月	H13		H14		H15
	島根県(3月)	全国(12月)	島根県(3月)	全国(12月)	島根県(6月)
都道府県議会	2.4	5.7	2.4	5.8	0.0
市議会	7.4	10.5	8.0	10.8	7.6
町村議会	5.0	4.8	5.0	4.9	5.9
市区町村議会	5.5	6.8	5.7	7.0	6.3

島根県では、「島根県男女共同参画推進条例」において、「男女が、社会の対等な構成員として、県又は民間の団体における政策、方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること」を基本理念として定めています。島根県では、これまでも審議会等への女性の参画率の向上に努めてきましたが、平成15年度に「島根県男女共同参画計画(しまねパートナープラン21)」における審議会等への女性の参画率の数値目標を(平成17年

末までに)25%から40%に修正し、より一層積極的な登用に努めることにしました。また、県立男女共同参画センター「あすてらす」においても、女性の人材育成に向けた各種の事業を行っています。

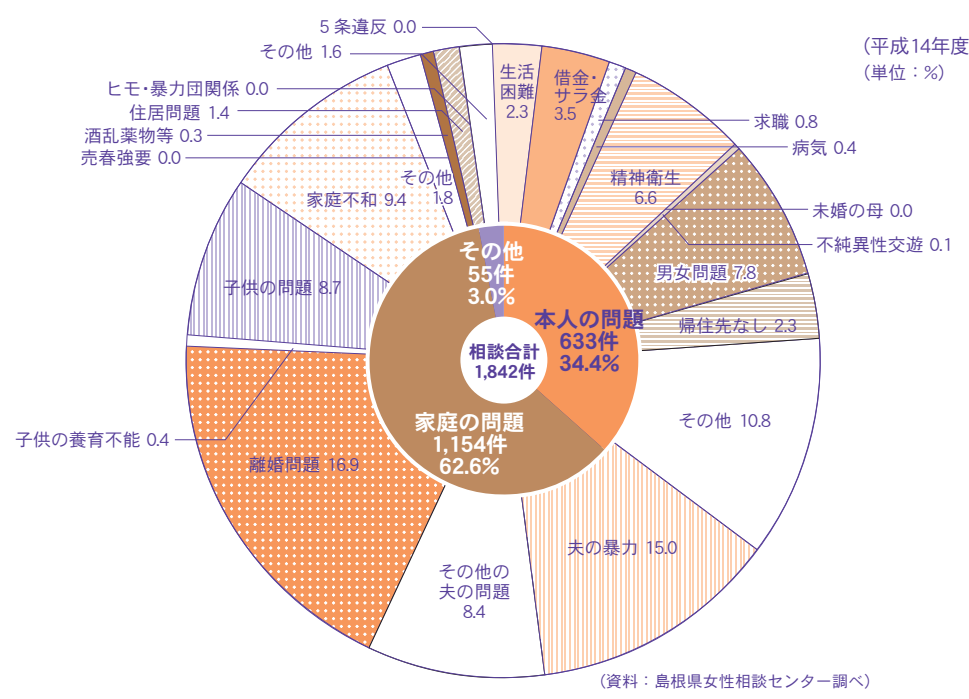
こうした取組を通して、政策・方針決定過程への女性の参画の推進や施策への女性の意見の反映に努めています。

## 基本法制定以降の島根県における条例・計画についての取組状況

- 1999. 6 「男女共同参画社会基本法」の制定・公布・施行
- 2000. 3 男女共同参画による出雲市まちづくり条例 施行
- 2000. 9 男女共同参画による出雲市まちづくり行動計画 策定
- 2000.12 国の「男女共同参画基本計画」策定
- 2001. 3 島根県男女共同参画計画(しまねパートナープラン21)策定  
まっえ男女共同参画プラン 策定  
益田市男女共同参画計画 策定  
大田市男女共同参画計画 策定  
大社町男女共同参画推進計画(with 大社)策定
- 2001. 4 江津市男女共同参画推進条例 施行
- 2002. 4 島根県男女共同参画推進条例 施行  
大田市男女共同参画推進条例 施行  
江津市男女共同参画推進計画(パートナープランごうつ)策定
- 2002.12 平田市男女共同参画計画(スマイルプランひらた)策定
- 2003. 3 浜田市男女共同参画推進計画 策定  
ひがしいずもパートナープラン 策定(東出雲町)  
瑞穂町男女共同参画計画 策定  
桜江町男女共同参画計画(共生のまちづくりプラン)策定
- 2003. 4 松江市男女共同参画推進条例 施行(一部 2003.8)  
浜田市男女共同参画推進条例 施行  
平田市男女共同参画基本条例 施行

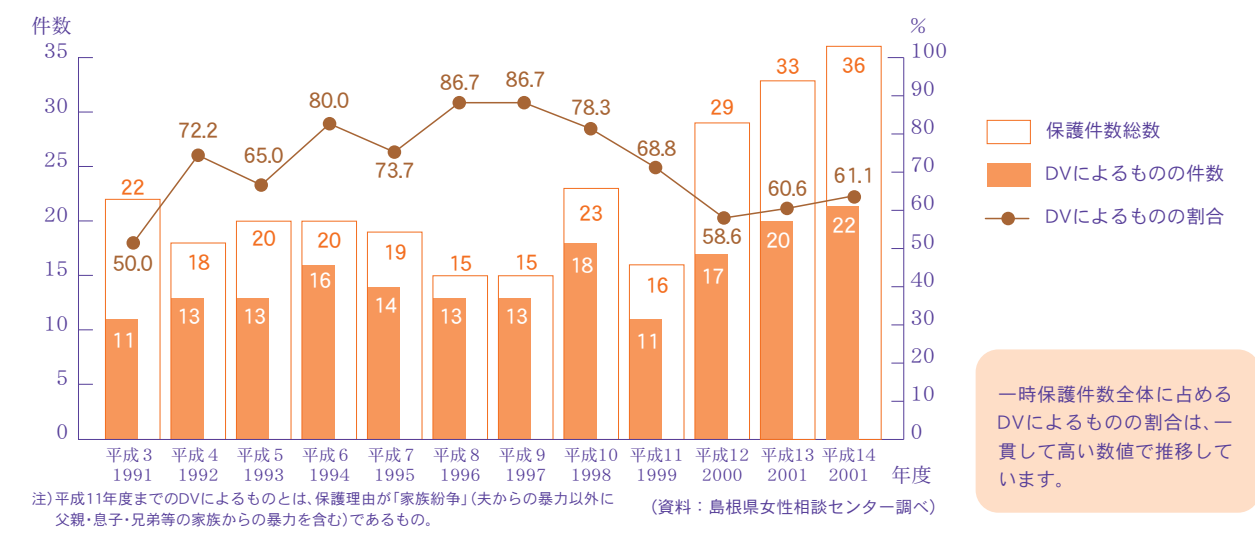
## 島根県における女性相談の現状

### 1 島根県女性相談センターの主訴別相談内容



女性相談センターへの相談のうち、特に近年問題視されている夫の暴力が主訴のものは15.0%ですが、ドメスティック・バイオレンス(DV)には恋人等からの暴力もあったり、その他の主訴の相談にもDVの問題が含まれているので、この数値以上にDVに関する相談があると言えます。

### 2 島根県女性相談センターの一時保護件数の推移



一時保護件数全体に占めるDVによるものの割合は、一貫して高い数値で推移しています。

# わたしたちの地域の取組をお伝えします

## 【江津市では…】

江津市では、平成13年度に「江津市男女共同参画推進条例」を制定、14年度に「江津市男女共同参画推進計画（パートナープランごうつ）」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けての様々な取組を行っています。昨年度行われた「江津市男女共同参画塾」（3回シリーズ）には、あすてらすの専門員も話題提供者として参加し、塾生の方たちとともに学習しました。学習会の内容や受講された方たちの声を中心に、社会福祉課男女共同参画推進係の佐々木幸恵係長から江津市での取組について紹介していただきました。

(H15.8.12取材：(財)しまね女性センター 福岡祐子)



担当の佐々木係長

### — まず、開催された学習会の内容はどのようなものですか？

学習会は9月から1月にかけて平日の午後に3回行いました。9月に行った第1回のテーマは「男女共同参画ってなあに？」で、男女共同参画に関する世界や日本の動き、男女の差別的起こる背景などの基礎を学びました。11月に行った第2回では「小さい頃から受ける教育、保育って男女共同参画に影響ある？」をテーマに、幼い頃からの教育や環境が意識形成にどのような影響を及ぼすのかを考えました。最終の第3回は1月に「メディアリテラシーって何？」をテーマにして、テレビや新聞などの身近なメディアを取り上げ、広告を使ったワークも行いました。

### — 学習会に参加されたのはどのような方ですか？また、受講された感想はいかがでしたか？

講座には広報で募集した塾生をはじめ、庁内の研究部員や男女共同参画推進委員が参加され、毎回関心を持って学習されていました。2回目が終わってから、保育に関わっておられる方たちにも声がけをすればよかったと思いましたので、3回目には積極的に塾生以外の方たちにも声がけて参加していただきました。

受講された方からは、「家庭においても地域社会においても自分自身の考えを持ちそれを意見として話せる、女性としての自覚がとても大切なことではないか。」「“メディアリテラシー”即ち情報を客観的に判断し主体性をもって発信する気持ちを育てていきたい。」「女性の社会参画に向けての課題はたくさんあるが、中でも審議会等での女性の参画率が大事だと考えさせられた。」等の感想が寄せられました。



H14年度  
江津市男女共同参画塾

特集

## どこまで進んだ？男女共同参画～基本法制定5年目を迎えて～

## 【瑞穂町では…】

瑞穂町では、平成15年3月に男女共同参画計画が策定されました。計画策定までのプロセスやその後の取組みについて、担当の行政改善推進室長 石原保夫さん、同室行政改善推進係の 甲山尚江さんにお話を伺いました。



担当の石原室長(右)と甲山さん

(H15.7.31取材：(財)しまね女性センター 木戸友子)

### — まずは「瑞穂町男女共同参画計画」を策定するプロセスについてお話しいただけますか？

瑞穂町では計画を策定する2年前の平成13年1月に「瑞穂町男女共同参画女性懇話会」を設置しました。当時、瑞穂町としてはまだ男女共同参画に向けての具体的な取組が実施されていませんでしたので、計画づくりの前段階としてまずは女性の意見を聞くということになりました。女性懇話会には社会福祉協議会、婦人会、老人会、農協、商工会、PTAなど様々な団体から推薦された女性10名が集まり、約1年をかけて瑞穂町の男女共同参画をめぐる様々な課題を出していただきました。この間、メンバーは7回の懇話会の他に、自主学習会4回、視察研修1回と、男女共同参画に関する学習を積み、自分たちの素直な思いを出し合いながら課題を整理しました。また「懇話会メンバーの意見だけでなく、いろいろな人々の意見を聞きたい」という思いから、町内各年代男女計200名を対象とした意識調査を懇話会メンバーが独自に実施され、町民が抱える課題を把握することに尽力いただきました。こうした活動の集大成が平成13年12月に提出された「瑞穂町男女共同参画女性懇話会報告書」ですが、この報告書にはそれぞれの委員の女性としての率直な気持ちや自分たちの言葉で表現されていると思います。

その後、平成14年7月には、計画に盛り込むためのさらに具体的な提言を出していただく会として「瑞穂町男女共同参画推進懇話会」を設置しました。こちらは男女混合で一般公募2名を含む計12名の方々に委員になっていただき、女性懇話会のメンバーも3名入りました。策定までの約8ヶ月間、8回の会合を開いて具体的な施策について検討を重ねましたが、先ほどご紹介した女性懇話会の報告書をベースにすることができたので検討作業はかなり効率的に進めることができました。また平成13年10月に町が実施した町民1000人への意識調査結果も参考資料としました。平成15年2月には男女共同参画推進懇話会の提言書が提出され、それを受けて、平成15年3月に「瑞穂町男女共同参画計画」を策定しました。

### — 計画が策定されて数ヶ月が過ぎたところですが、住民の皆さんへの周知はどのような形で進められていますか？

まず、昨年夏ごろから、平成13年に町が実施した意識調査結果をテーマ別に広報紙で紹介し、「皆さんのアンケート結果を反映させて瑞穂町の男女共同参画計画をつくりますよ!」という呼びかけを行ってきました。計画策定後には計画書を300部ほど印刷し、社会教育委員さん、公民館長さん、農業委員さんなど関係者を中心に配布したところですが、これから

秋に向けて、計画を分かりやすく説明したリーフレットを作成し、さまざまな会議の場を借りて配布・説明を行うなど、広く住民の皆さんへの周知を図りたいと考えています。

### — これから瑞穂町としてこの計画をどのように生かしていきたいと考えておられますか？

瑞穂町の男女共同参画計画の具体的な施策については、たとえば児童育成計画、母子保健計画など既存の計画によって定められた施策を継続していくものが約8割で新規の施策は多いとは言えません。もちろん既存の施策についても、これは瑞穂町の伝統とも言えるのですが、どの計画を策定する場合でも町民を集めてしっかり意見を聞くことをやっていますので、町民の声が反映された内容にはなっています。しかし、こうした過去の計画は男女共同参画計画の理念に沿って作られたものではありませんので、その視点が足りない部分があるのも確かです。これからの取組としては、すべての施策を実施していく上で男女共同参画の理念をいかに浸透させていくのかという職員

の精神面での改革が課題になってくると思います。町民への働きかけという点では、地域に密着した場として公民館を活用していきたいと考えています。その最初のステップとして今後は公民館の企画の中に男女共同参画の視点を盛り込んでもらえるよう、私たちから公民館主事の方々に関連する情報やテーマを提供していきたいと思っています。

### — 最後に、「あすてらす」への要望がありましたらお聞かせください。

今回の計画策定にしても、とにかく男女共同参画に関する専門知識が不十分な状態でスタートしましたのでいろいろと苦労しました。あすてらすには情報提供や講師の相談など、今後もしろいろな相談窓口としてアドバイスをお願いしたいと思います。

・平成13年 1月 「瑞穂町男女共同参画女性懇話会」を設置

・平成13年10月 町民1,000人を対象とした意識調査を実施

・平成13年12月 「女性懇話会報告書」を提出

・平成14年 7月 「瑞穂町男女共同参画推進懇話会」を設置

・平成14年11月 「瑞穂町男女共同参画推進本部」を設置

・平成15年 2月 「推進懇話会提言書」を提出

・平成15年 3月 「瑞穂町男女共同参画計画」策定

## 【木次町では…】

去る7月3日、大原郡町議会議員協会の総会・研修会が大東町で開催されました。この研修会のテーマは「男女共同参画社会の実現に向けて」。大原郡町議会議長会会長としてこのテーマを設定し、地域での男女共同参画の推進に取り組んでおられる吾郷廣幸さん（木次町議会議長）にお話を伺いました。



木次町議会議長 吾郷 廣幸さん

(H15.8.20取材：(財)しまね女性センター 小川洋子)

### — 今回の研修会など、男女共同参画に取り組まれるようになった経緯は？

男女共同参画というものは、人権という視点で考えれば当たり前のことなのですが、私が最初に具体的に目に見える形で男女共同参画を進めないといけないと感じたのは、実は一昨年の議員協会研修会です。下森館長から講師としてお話を聞いたのがきっかけです。熱心に参画の必要性を訴えられ、なるほどなあと感じると同時に、身近な場面でもちょっとこれは男女共同参画にほど遠いなあと思える例を見たりするうち、きちんと向き合おうと。

それで、先般の選挙の時には公約の三つの柱のうちの一つに「男女共同参画」を掲げ、推進する条例を作りますと訴えました。しかし、今木次町では6町村での合併を控え、この任期中に条例制定するとなると1年半という期間しかありません。そこで、議員全体が共通認識を持ち機運を高めるための研修を今回再び行うことにしたのです。

### — 身近な場面で問題と思われた点とは？

例えば、女性が夢を持って結婚しても相手が高男で親世代と同居、これまでの慣習だからと家事一切を嫁の役割とされ評価してもらえない、自由に社会参画もできないというのは悲しいことですが、いまだに少なくない。もともと女性の能力が男性に比べて劣っているわけではないのに、外に出る機会、上に立つ訓練を逃したまま何十年も経ってしまうと結果として差がついてしまうのです。それが証拠に、先日同窓会があったのですが、学生の頃は女性同士でも大きな差はなかったのに、その後キャリアを積んでやってきた女性はそうでない女性よりもしっかりしている印象を持ちました。

また、個人的なことを言えば、私自身も家事は妻任せにできました。これをいきなりこれからは平等に分担しろと言われるときついですが、最近では以前よりかは手伝うようになり、ちょっとしたことでも感謝してもらえるところも良い気分になります。そういう一つ一つの積み重ねが大事なのだと思います。

### — 研修会の様子やその成果についてお聞かせいただけますか。

今回の研修会は、「女性の自立」、「女性の社会参画」を促すための意識啓発が主目的でした。ですから、松江市を中心に女性の社会参画・政治参画をテーマに学習・提言活動を続けているグループ「イーブ」の方に講師としてお話を伺うことにしました。

お話の内容は専門用語なども多くて難しかったという印象を持った人が多かったようですが、女性議員の皆さんなどは「開

題点が再認識できて大変良かった」と言っておられました。議員の一人一人に身近な自分の課題だと自覚していただくためにも、もう少し生活に密着したトピックや事例をいろいろ出していただくようお願いすれば良かったかとは思っています。議員に限らず、女性団体のメンバーをはじめ地域の方々を見ていても、やはり、この問題が自らの問題になり得ていないことこそが問題なのではと感じます。何か行動を起こす気になったり行動する必要があるとき初めて壁にぶつかって自覚するのも知れませんが、それでは男女共同参画が面倒なだけの他人事と誤解されてしまう。意識の啓発は今後も地道に続けていくことですので、これからの課題ですね。

ただ、研修会自体はやって良かったと思っています。先ほども言いましたように、条例を作るということのつながりが明確になりましたし、その点で執行部との良い協力体制にも結びつくのではないかと思います。

### — 木次町での条例化が具体的に進んでいるということですね。

はい。合併を控えている状況で難しい面もありますが、逆に合併後に先延ばししても、果たして新市の体制で着手できるかどうかわかりません。この合併協議会に参加している6町村で男女共同参画の条例を作っているところはまだありませんから、合併前に一町だけでも先に作っておけば、合併後にその取組の方向性をそのままつなげる可能性も大いに出てくるわけです。そのため、最初は議会において議員発議でも条例案を出そうかということも考えていましたが、幸いなことに執行部の方でも前向きに考えていただいたので、近く推進委員を10名程度町内から募って条例検討会を立ち上げることになりそうです。また、木次町の女性団体5団体からなる「きずき女性ネットワーク・ひまわり会」も条例制定の要望に近日中に来られるということで、合併前の成立に向けて大きく踏み出しました。

### — 条例の制定後、合併後の取組についてはどう考えておられますか？

条例はあくまで出発点です。女性だからというので、能力はあっても機会をもらえないような世の中よりも、きちんと本来の実力を男女ともに出し合える方が地域全体にとっても良いことだし、少子高齢社会のこれからはそうでないと地域もやっていけなくなる時代です。合併協議会で作成された新市建設計画の中間報告にも、そういう視点で男女共同参画を人権尊重の柱の一つに盛り込んでいます。

## 【金城町では…】

金城町では、今年度中に男女共同参画計画を策定しようという動きがあります。

そこで、策定の動きに至るまでの経緯や策定委員会の状況、担当者の思いなどを策定委員会委員長の鎌原ヤシエさんと金城町男女共同参画担当の嶋田澄江さんに伺いました。



金城町の計画策定委員会委員長の鎌原さん(右)と男女共同参画担当の嶋田さん

(H15.8.1取材：(財)しまね女性センター 門城英樹)

### — 計画を策定しようとするまでにどのような経緯がありましたか？

平成14年3月の町議会において、女性議員が中心となって提出した「男女共同参画社会の実現に関する決議」が全会一致で採択されました。

この決議は、①人権尊重を基本理念に置く、②男女共同参画社会の行動計画の策定、③男女共同参画社会推進の条例化という3つ柱で構成されており、平成11年に国において制定された男女共同参画社会基本法を金城町でも推進していこうという趣旨となっています。

平成13年度には、男女共同参画社会について理解を深めるために、あすてらす館長を講師にお迎えて講演会を開いています。平成14年度にはさらに進めていきたいという思いがありましたので、この決議は大きな原動力となりました。昨年8月に庁舎内各課で計画策定スタッフが任命され、全庁あげての体制づくりができあがりました。このスタッフの最初の大きな仕事として、町民のみなさんを対象としたアンケート調査を実施しました。1,000名に配布したところ、726名から回答があり、内容的にも感心が高いことが分かりました。

そして、本年度、金城町として計画を策定しようということで、策定委員会を設置し、町民のみなさんへの啓発として講演会などの学習会を開催するなど事業を進めております。

### — 市町村合併と計画との関係をどのように考えていますか。

当初、2年間かけて作成する計画をしていました。1年目はしっかり学習をして、2年目に策定のための作業をと考えていましたが、市町村合併が目前に控えております関係上、今年度中に策定しようということになりました。期間が短すぎずに対応しきれない部分があるかと思いますが、合併前に策定をして金城町としての姿勢、スタンスを示していきたいと思えます。

### — 計画をどのようにつくっていききたいと考えていますか

委員の方々には町民の生の声、生活者としての意見や要望、そして十二分に行政への提言等を入れて作成していきたいと考えています。この委員会には、公募等により、地域で活動している方や男女共同参画に関心のある方が参画しており地域づくりという視点からも、熱のこもった議論をさせていただいています。この意見を計画に盛り込めば、金城の特色が出てくるはずですし、発想の転換のチャンスとして、新しい地域づくりに繋げて行けると思えます。

### — 商工観光課が男女共同参画の担当というのはどうしてですか。

もともと総務課の業務だったのですが、庁舎内の機構改革があったときに男女共同参画の実現は地域づくりの一環というこ

とで、商工観光課地域振興係が担当することになりました。

### — 鎌原さんは委員会の活動について、どのように感じていますか。

振り返ってみると、女性が社会参加できる環境をつくろうという町長の強い思いから、平成5、6年度に「金城レディース活き活き会議」が開かれました。そこに委員として参加させていただいたのが、男女共同参画を考える出発点になっていると思います。このとき女性差別、少子化問題、高齢者問題、女性の意識改革等をまとめた報告書「21世紀に向けた金城町女性ライフプラン」を作成いたしました。ただ当時この報告書は大きな動きには進みませんでした。ここにきて、このときの思いをやっと形にするときが来たという期待感があります。

委員会の活動は4回を終了したところですが、本気になって汗を流すのはこれからだと思っています。せつかく町民の代表として私達が責任の一端を担うことになったのですから男女共同参画の観点から新しい地域づくりを考えていきたいと思っています。

委員会を重ねる中で、委員のみなさんの男女共同参画に対する考え方が深まってきていると感じます。委員一人一人が、どう男女共同参画社会に関わっていくかこれからは正念場だと思っていますので、委員の皆さんと一丸となって取組んでいきたいと思えます。

### — 策定後の動きとして、どのようなことを考えていますか。

町が進めていく事業の中で委員会の提案をどう盛り込んでいくかという視点で、事業の洗い出しをするつもりです。町民の皆さんに、語りあったり、子育てしたり、地域の活動をしながら、徐々に自然体で、違和感なく受け入れてもらえるように、急がずゆっくりと、男性も女性も対等に理解し支え合う社会になっていったらいいなと思っています。男女共同参画を意識した新しい発想で今後の地域づくりの土台となるようなきっかけになればと思います。



策定委員会での作業風景

## シミュレーション

# ～男女共同参画なくらし 200X年～

男女共同参画が進むと、私たちの暮らしの風景はどのように変わのでしょうか。  
身近な例をイラストにしてみました。地域の人々が、性別にかわりなくいきいきと  
暮らす社会をイメージしてみませんか。



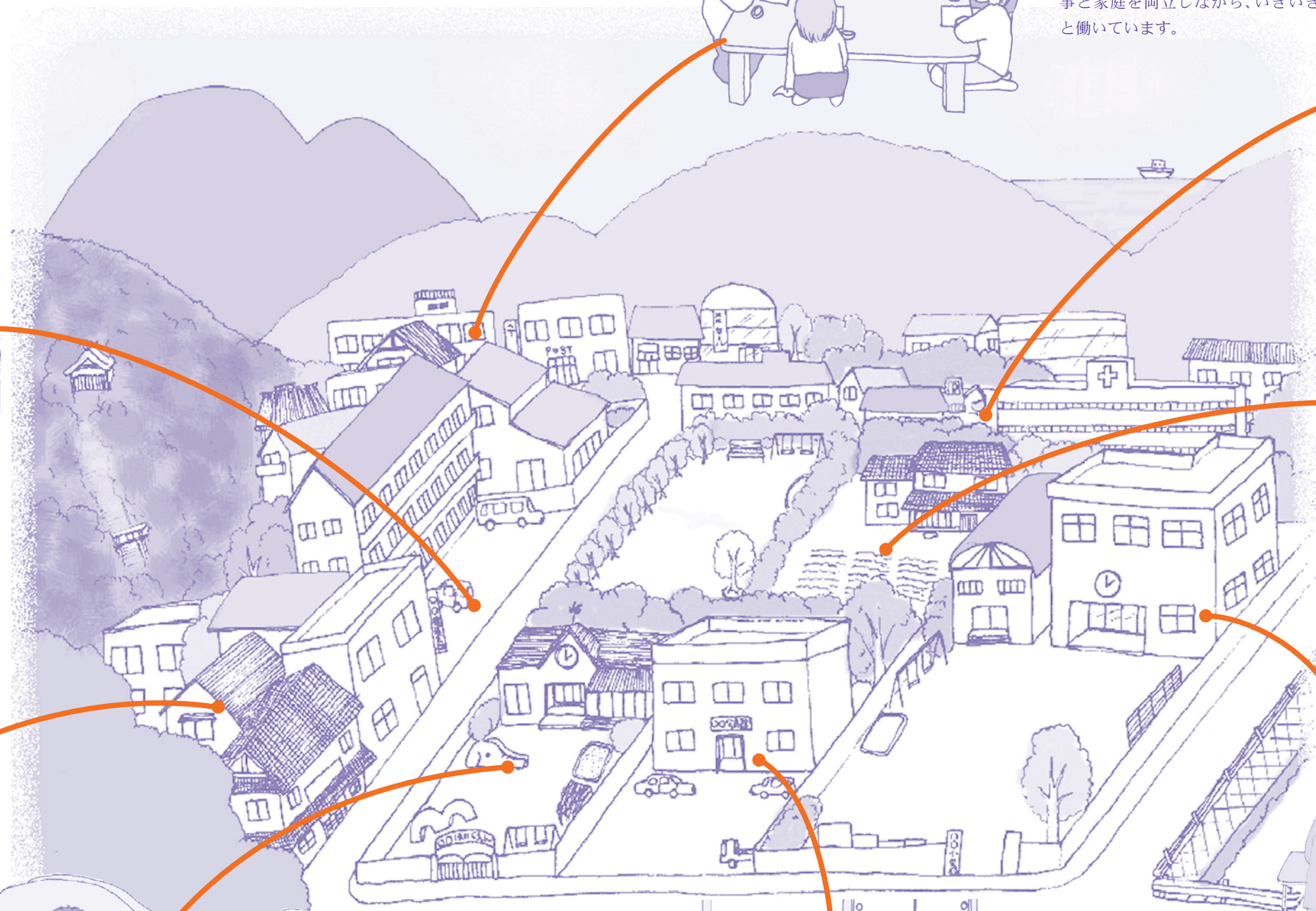
### 政策・方針決定の場で

政治、企業、公務、教育などあらゆる分野で、  
企画・立案から決定まで、男女ともに参画  
する機会が保障され、暮らしやすく特色の  
ある地域づくりが行われています。



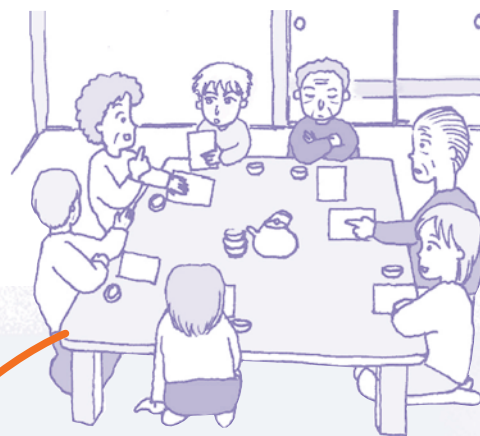
### 家庭で

「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別  
役割分担意識から解放され、家事や育児、  
介護等、男性も積極的に行います。また、  
女性と男性が家庭で協力しやすいように、  
働く形態や時間等の見直しが進んでいます。



### 保育園・保育所で

女の子だけ／男の子だけとか、女の子  
だから／男の子だからとかでなく、ひ  
とひとり個性や特技をのびせるよ  
うなびのびとした保育を男女の保育  
士が行っています。



### 職場で

性別による雇用管理がなくなり、専  
門職や技術職などを含む全ての職場で、  
意欲と能力のある女性と男性が、仕  
事と家庭を両立しながら、いきいき  
と働いています。



### 農林漁業で

男女が対等な立場で協力しながら仕事を  
行い、それぞれ働きに見合った評価を  
きちんと得ています。また、今後の農  
林水産業の方針も、女性と男性がと  
もに参画して決定されます。



### 学校で

男女別のカリキュラムや進路指導などは  
行わず、ひとりひとりの力を引き出し、  
お互いを尊重し、力を合わせ、多様  
な生き方が選択できるような教育が  
行われています。



### 地域で

自治会などの地域活動でも、リーダー  
は男性、女性は裏方という役割では  
なく、女性も男性もお互いに話し合  
い、協力し合いながら自分たちの地  
域づくりを進めています。

# 変革の時代 ～これからの男女共同参画～

日本経済新聞社編集委員 鹿嶋 敬

男女共同参画社会基本法（以下基本法）の前文では、「責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会」を目指していることが書かれています。ここで問題にされているのは、社会的に育てられた性（ジェンダー）の中でも人の生き方を窮屈にしたり、男女に優劣や主従関係をつけるような性別の考え方で、そのたがを外すことが目的とされています。ですから、基本的に自分の希望が尊重されることが大前提で、性別を理由にそれがかなわないというようなことはあってはなりません。また、最近では、男女の不平等関係をなくすために、政策のあらゆる分野にジェンダー問題に敏感な視点を入れること（ジェンダーの主流化）が大切だとも言われています。以下では改めて基本法の目的を明確にし、この法が課題とみなしているいくつかの事柄を紹介しながら、今後の男女共同参画の進め方を展望したいと思います。

## 1. 男女の人権の尊重という課題

まず最初に、基本法における基本理念（第3条～第7条）のうち、第3条の男女の人権の尊重が課題として挙げられます。女性に対するあらゆる暴力の根絶はこれに含まれ、例えばDV（ドメスティック・バイオレンス：夫・パートナーからの暴力）の問題は、ごく最近まで問題とさえ認識されていませんでした。というのも、かつては夫婦の一体感が重んじられており、そうした夫婦の間柄で深刻な暴力などあるわけがないと一般に思われていたからです。けれども、この一体感とは実は常に夫が優位に立ち妻を導くという関係性でのものであり、このことと「結婚したら妻は自分のもの」という夫から妻への所有感とが暴力の背景にあることが発見されています。DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律）はDV根絶のためには大変重要な法律ではありますが、それだけでは対策として十分とは言えませんので、例えば現在DV防止法の改正が検討されるなど、更なる取組が必要とされているのです。

## 2. 政策等の立案・決定における男女共同参画という課題

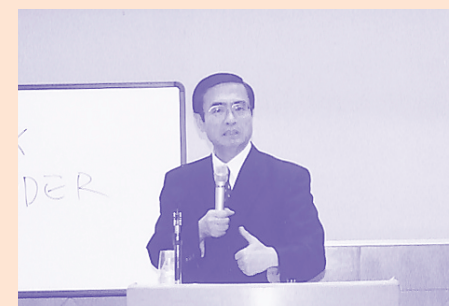
次に、意思決定部門でどれだけ参画が実現しているかという課題があります。雇用者全体に占める女性比率は現在約4割に上っていますが、残念なことに、女性は管理職全体の8.9%に過ぎません。それは、男女雇用機会均等法でも「結果の平等」ではなく「機

平等」だけが保障されていたからです。けれども、実際に意思決定の場への女性の参画を進めるためには「機会の平等」に加えて「過程の平等」も必要です。この平等を保障するために「ポジティブ・アクション（積極的差別是正措置）」が重要視されており、「2020年までに課長以上の女性比率を30%にする」というような数値目標の設定は、この取組の典型例と言えます。

## 3. 自治体の取組という課題

続いて、地域の課題として、自治体が各区域の特性に応じた男女共同参画社会づくりをいかに進めていくかという、基本法第9条にある課題があります。現在、各地で男女共同参画の条例やプランづくりが進んでいますが、こうした取組は男女共同参画を総合的に推進したり施策を計画的に実行するのにとっても大切なことです。条例に限って見れば、今年7月末現在45都道府県と159の市区町村で制定済みとなっています。今後は、市町村単位での動きがさらに活発になっていくでしょう。この場合、単に条例やプランをつくれば良いというものではなく、その中に各地域の特性やその地域における重点課題を盛り込むことが望まれます。その際には各自治体の首長の理解が非常に大切です。いくら草の根での活動が広まっても、男女共同参画を本気で進めるにはトップダウンでないといけない面が多々あるからです。また、条例やプランの実効性を上げるために、女性センターという拠点施設の役割が今後ますます重要になってくるでしょう。

特集  
どこまで進んだ？男女共同参画  
～基本法制定5年目を迎えて～



「松江市男女共同参画推進条例制定記念フォーラム」にて

鹿嶋 敬 ●かしま・たかし

●プロフィール

1945年生まれ。千葉大学文学部卒業。日本経済新聞社入社後、生活家庭部記者、生活家庭部長、編集局次長兼文化部長等を経て、現在編集局編集委員。

著書に『男女摩擦』（岩波書店）、『男の座標軸』（岩波新書）、『男と女 変わる力学』（岩波新書）など。

内閣府男女共同参画会議専門委員を兼務。

## 4. 家庭における活動と他の活動の両立という課題

これは、基本法の第6条で示されている課題ですが、残念なことに日本の男性の家事・育児時間は極端に少なく、いまだに平均20数分となっています。これはひとえに男性本人だけの責任ではない面もあります。例をあげると、現在30歳代～40歳代前半の男性の4人に1人が1日平均4時間以上の残業をしており、これでは家庭のことに参画するのはとても無理なのですが、この男性たちの3割以上が「育児を取りたい」と意識調査で回答しているのです。つまり、男性本人の希望だけではどうしようもない企業の意向・勤務体制の問題があるわけで、今後は男性の意識改革に加えて制度も変えていく必要が出てくるでしょう。

例えばアメリカの企業では、ワーク・ライフ・バランス（仕事と私的な生活との両立・調和）という考え方が重んじられる中で、ある企業では自由な勤務時間・勤務場所が選べる体制が整えられたりしています。こうしたやり方にも学ぶべきでしょう。

## 5. 女性の経済的自立という課題

最後に挙げるのは、女性の地位向上（エンパワーメント）という伝統的課題です。その中心とも言えるのが女性の経済的自立の問題ですが、相変わらず厳しい現状にあります。結婚・出産後の女性に多いパートという働き方は、基本的に家計補助が目的で、パートによる女性の自立は保障されていません。女性一人での自立が難しいことは離婚して初めてわかるので、女性の場合、別れたくても婚姻関係を死守するか、結婚・出産後も勤め先の雇用を死守するかのどちらかを選ばないと生活していけないのです。

※平成15年8月30日（土）に「松江市男女共同参画推進条例制定記念フォーラム」の基調講演でお話された内容をもとに加筆いただいたものです。

# インフォメーション INFORMATION

～事業紹介～

## 男女共同参画サポーター

島根県では、男女が地域のあらゆる分野でいきいきと活躍する社会を目指して、県内各地の48名(女性44名、男性4名)の方を男女共同参画サポーターとして委嘱しました。サポーターの皆さんには、「あすてらす」や市町村などの関係機関と連携をとりながら、地域の男女共同参画に関するアンケートや男女共同参画の学習会、男性向けの育児・料理教室など、地域の実態に合った活動をしていただく予定です。今年度、サポーターを委嘱しているのは、次の方々です。皆さんも、サポーターと一緒に地域の男女共同参画に取り組んでみませんか。協力していただける方は、地域のサポーターが島根県男女共同参画室(0852-22-5245)までご一報ください。



### ■平成15年度 男女共同参画サポーターの皆さん

市町村名	氏名	市町村名	氏名	市町村名	氏名	市町村名	氏名
1 松江市	貴谷 麻以	13 宍道町	犬山 春江	25 多伎町	柳楽 利子	37 金城町	鎌原ヤシエ
2 浜田市	上部 朱美	14 伯太町	山本 訓枝	26 湖陵町	森山 和子	38 旭町	湯井しと江
3 出雲市	君野太美枝	15 仁多町	吉川しのぶ	27 大社町	池田晴久	39 弥栄村	三浦 通江
4 益田市	島田 滋子	16 横田町	吉川 正子	28 温泉津町	山根 澄子	40 三隅町	金本 妙子
5 大田市	太田 明夫	17 大東町	石原 幸枝	29 川本町	佐々木都支枝	41 美都町	米田 永子
6 安来市	杉崎かおり	18 加茂町	齊藤佐恵子	30 邑智町	勝部美智子	42 津和野町	大羽ミヤ子
7 江津市	本藤三世子	19 本次町	石田 美幸	31 大和村	吉迫喜久子	43 日原町	清水留美子
8 平田市	河瀬 京子	20 三刀屋町	渡野 充子	32 羽須美村	月山ひとみ	44 柿木村	田原 久子
9 島根町	中西 藤美	21 掛合町	朽谷 治	33 瑞穂町	日高 政恵	45 西郷町	田中ハツ子
10 美保町	野田 恵子	22 頓原町	小林 富江	34 "	市山真由美	46 布施村	五條由加利
11 東出雲町	古藤美津子	23 斐川町	美多 厚子	35 石見町	柳幸 昭子	47 海士町	奥田美奈子
12 玉湯町	和田登志子	24 佐田町	三原 康弘	36 桜江町	松田 一美	48 西ノ島町	清水ゆかり

(敬称略)

## あすてらすお届け講座

あすてらすでは、地域の団体・企業・市町村などとの共催で、男女共同参画社会づくりに向けて、地域のニーズにあったお届け講座を県内各地で開催しています。今年度は、県内8ヵ所での開催が決定しました。ぜひ、お近くの講座にご参加ください。



### ■平成15年度「あすてらすお届け講座」開催スケジュール

開催日時	講師	共催団体名	開催場所	開催市町村
9月6日(土) 13:30~16:00	島根日日新聞/菊地幸介・菊地栄美子	しまね女性100人委員会出雲圏ネットワーク	斐川町中央公民館	斐川町
9月14日(日) 13:00~16:30	中央大学法学部教授/広岡守穂	あすてらすおとどけ講座in隠岐実行委員会	都万村保健センター	都万村
10月12日(日)	文部科学省/小島清志・小島容子	人権問題自主学习グループ「はんどばっくの会」	加茂町なかよしホール	加茂町
10月26日(日) 10:00~13:00	市場恵子・市場尚文	母里婦人会	伯太町はくた文化学習館	伯太町
11月23日(日) 13:00~16:00	桑田晴子・天野和昭	六日市町連合婦人会	六日市町基幹集落センター	六日市町
11月16日(日) 14:30~16:30	岐阜大学助教授/近藤真庸	掛合中学校PTA・掛合中学校	掛合町掛合中学校	掛合町
1月頃	金子智恵	MK club	川本町	川本町
2月14日(土) 13:30~16:00	キャリアコーチ 人事カウンセラー/中野裕弓	しまね女性の翼ネットワーク出雲圏交流会	出雲市	出雲市

特集  
どこまで進んだ？男女共同参画  
～基本法制定5年目を迎えて～

## おしらべおたすけ道場

### ～稽古総見～

おしらべおたすけ道場(正式名称は自主調査研究支援事業)とは、県内で活動中のグループ等が男女共同参画に関連する調査や研究するときに、経費の助成やあすてらすスタッフによるフォローなどを通じて支援をする事業です。

それぞれのテーマについて調査研究を進める中で、グループが様々な格闘をしながら、その内容と能力を高めていくという趣旨で「おしらべおたすけ道場」と名付けました。

5月に募集したところ、下記の4グループが選ばれ、7月の学習会を経て、現在、アンケートやフィールドワークなど、それぞれのテーマについて調査研究が進められている状況です。

これらのグループは活発に動き回っていますので、みなさんが調査対象となられた場合には、ぜひ御協力くださいますようお願いいたします。

また、10月には調査内容の報告を中心とした中間報告を行い、2月には最終報告会ということで、一歩踏み込んだ内容の提言などの研究成果を発表するという予定になっています。



7月の初回学習会(指導するのは、大野正人さん)

### ～グループ紹介～

#### \* イーブン<sup>2</sup> \*

～女性の政治参画構造に関する実証的研究～

松江市の男女共同参画プランづくりのワークショップから生まれた学習グループです。

現役女性議員や選挙に携わった女性、政治参画に関心のある女性を対象にヒアリング調査などを行いながら、女性の政治参画推進に向けての課題を分析し、実際に選挙に出馬・当選するための戦略をまとめることにしています。ヒアリングを進める中で他県からも反響があるなど、当初の予定よりも大きな広がりとなってきています。

#### \* ジェンダーフリー研究会 \*

～ジェンダーフリー保育プログラム研究～

益田市の保育所職員や保育に関心のある方々で構成されているグループで、ジェンダーフリーに基づいた保育プログラムを作成することを目的とした活動をしています。

保育士や保護者を対象にしたアンケートや保育現場のビデオ撮影からジェンダーチェックを行い、そこから見えてくる問題点を掘り起こすという作業を行っています。

#### \* しまね女性塾 2001 \*

～少子化についての意識調査～

平成12年度のしまね女性塾(テーマ:しまねの少子化を考える)に参加したメンバーでその後も学習・提言活動をするために立ち上げたグループで、現在は、少子化解決の視点として「男女共同参画」と「子育てを育む地域づくり」との関わりで調査をしようと考えています。子育て中の人に加え、次世代を担う中学生・高校生・大学生を対象にしたアンケートを実施予定です。

#### \* 女性グループ「ステップ」\*

～公民館を考える～

出雲市・隠川郡の方々と構成されているグループで、市町村合併を目前に控えて、地域に密着した公民館の意義を高めたいという思いで活動を進めています。

公民館の事業活動や、運営委員会の状況、職員の意見などを男女共同参画の視点で把握し、市町村合併が進んだときに、住民にとって身近な公民館がどのようなふうであったらいいかを提言することになっています。

アンケート発送作業中の「ステップ」の皆さん







## 女性学・ジェンダー研究フォーラム

8月22日から24日まで又エック(国立女性教育会館)にて、「21世紀の男女平等・開発・平和一わたしの権利」というテーマで、平成15年度女性学・ジェンダー研究フォーラムが開催されました。

2日目と3日目には、全国153の申込の中から選ばれた105のワークショップが行われました。島根県からは第4期しまね女性塾が出席し、平成14年度しまね女性塾の提言とその後の動きについて報告した後、参加者と意見を交換しました。

第4期しまね女性塾の発表は、「めざそうリサイクル先進県—ごみの減量化と資源化を—」というタイトルで、循環型社会を考えるとというものでした。女性塾自体は女性の政策提言能力を高めるための事業であり、フォーラムの意図するところと言えますが、テーマに対して直接的なものではなく、他のワークショップとはやや色合いの異なるものに見えました。

このこととワークショップ初日最初の時間枠ということで、参加者がどれくらい集まるだろうかという不安をのぞかせつつ当日を迎えました。

当日は、準備時間から着席している方もいて、途中からは、椅子を借りてくるなど20名程度の会議室に40名以上が入る盛況ぶりで、予想以上の方々が参加してい

ました。多すぎるかなと思って持参した報告書があったという間に品切れとなってしまいました。

発表後の意見交換では、石川県や岩手県の方などが身近なごみの問題の現状を自分の意見として熱く語る場面があるなど、女性だけでなく男性からも発言があり、反響の大きさを感じました。

県内で活躍されているグループはたくさんあります。又エックに行けなくても、あすてらすフェスティバルなどで日頃の活動を発表されれば、その活動の奥行きや広がりは一層大きなものとなり、一個人としても大きな力になるとこのとき強く感じました。

みなさんも来年6月開催予定のあすてらすフェスティバルでワークショップをしてみませんか。

(財)しまね女性センター 門城英樹



第4期しまね女性塾のワークショップ

あすてらすのお知らせ

平成15年度女性に対する暴力をなくす運動記念事業  
男女共同参画講座・応用編公開講座

講演会

# 「ドメスティック・バイオレンスから 女性を守るために」

平成15年 14:00～16:00

とき **11月22日(土)**

ところ **くにびきメッセ**  
601大会議場(松江市学園南1-2-1)

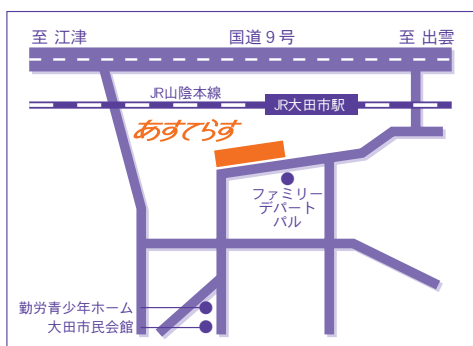
◎講師

マージョリー・D・フィールズさん  
(元米国ニューヨーク州最高裁判事、弁護士)

◎コーディネーター・通訳

高橋 睦子さん(島根県立大学教授)

木戸 友子(しまね女性センター専門員)



島根県立男女共同参画センター

# あすてらす

〒694-0064 大田市大田町大田イ236-4(JR大田市駅西隣)

TEL 0854-84-5500(代) FAX 0854-84-5589

ホームページアドレス <http://www.asuterasu.pref.shimane.jp/>

利用のご案内 ((誰でも気軽に利用できます!))

- 開館時間/9:00～19:00(貸し出し施設については21:00まで)
- 休館日/毎週月曜日・国民の祝日・年末年始(12月29日～1月3日)